

国家緊急事態条項の比較憲法的考察

—とくに OECD 諸国を中心に—

西 修

1. はじめに—本稿の目的

昨今、国家緊急事態条項を日本国憲法に導入することの是非が議論されている。

本稿は、当該条項の日本国憲法への導入の是非そのものを論じることを主たる目的とするものではない。筆者は、百地章教授と同様⁽¹⁾、国家緊急事態条項を憲法に追加すべきと考えるが⁽²⁾、本稿では、国家緊急事態条項が国際社会、とりわけ経済協力開発機構（OECD）加盟国の憲法にどのように規定されているかを比較検討することを主眼とする。

OECD 加盟国を主に比較検討の対象としたのは、国家緊急事態への適切な対処は民主主義にもとづく憲法体制と密接な関連があり⁽³⁾、加盟諸国は先進国に属し、おおむねその憲法体制は民主主義にもとづいているとみなされるからである。

本来ならば、非成典化憲法国を含めて、OECD 加盟 34 か国すべての国を対象にすべきであるが、ここでは紙数の関係もあって、非成典化憲法国たるイギリス、ニュージーランドおよびイスラエルを除くことにする⁽⁴⁾。

あらかじめ対象とする 31 か国と憲法制定年を記せば、以下のとおりである⁽⁵⁾。

国名および憲法名	憲法制定年	国名および憲法名	憲法制定年
オーストラリア連邦憲法	1900年	オーストリア共和国憲法	1920年
ベルギー王国憲法	1831年	カナダ憲法	1982年 ⁽⁶⁾
チリ共和国憲法	1980年	チェコ共和国憲法	1992年
デンマーク王国憲法	1953年	エストニア共和国憲法	1992年
フィンランド共和国憲法	1999年	フランス共和国憲法	1958年
ドイツ連邦共和国基本法	1949年	ギリシャ共和国憲法	1975年
ハンガリー共和国基本法	2011年	アイスランド共和国憲法	1944年
アイルランド憲法	1937年	イタリア共和国憲法	1947年
日本国憲法	1946年	大韓民国(韓国)憲法	1987年
ルクセンブルク大公国憲法	1868年	メキシコ合衆国憲法	1917年
オランダ王国憲法	1983年	ノルウェー王国憲法	1814年
ポーランド共和国憲法	1997年	ポルトガル共和国憲法	1976年
スロバキア共和国憲法	1992年	スロベニア共和国憲法	1991年
スペイン憲法	1978年	スウェーデン王国統治法典	1974年
スイス連邦憲法	1999年	トルコ共和国憲法	1982年
アメリカ合衆国憲法	1787年		

2. 国家緊急事態条項とは

ここに、国家緊急事態条項とは、「戦争⁽⁷⁾、外部からの武力攻撃、内乱、組織的なテロ行為、重大なサイバー攻撃、経済的な大恐慌、大規模な自然災害、その脅威が広域に及ぶ伝染病など、平時の統治体制では対処できないような国家の非常時にあって、国家がその存立と国民の生命、安全を守るために、基本的人権の一時的制約をふくむ特別の措置を講じることができる条項」と定義づけておきたい。

尾高朝雄教授によれば、国家緊急権の思想は、西洋、とくにドイツ国法学にあって、dominium eminens「優越支配権」の概念に由来するという。すなわち、国法は、一般には個人の「普通支配権」、とくに個人の所有権を尊重しなければならないが、国家そのものの福祉が問題となるときには、国家はその内在する「優越支配権」を発動させて、全体の利益のために個人のもつ諸権利を排除することが許される。このような観念が一般化されて、個人の権利に対する保護—逆にいえば、

権力の行使に対する国法上の制限—も、国家全体の存立のためには必要に応じて排除され得るという思想、すなわち「国家緊急権」の思想が生まれたと説かれる⁽⁸⁾。

このような、いわゆる「法を破る力」としての国家緊急権は、超憲法上の存在として観念されていた。たとえば、カール・シュミットは「予想もしなかったような非常の事態にあっては、国家の存立を救うため、憲法の条規に反してでも、国家機関が国家緊急権に依拠する」必要性を唱えている⁽⁹⁾。

また、ケルゼンも「国家は生存しなければならない。だから、適法な方法での生存が不可能になれば、最上級の国家機関は、(中略) 国家存続のために必要なことならどんなことでもしなければならない義務を負う」と述べている⁽¹⁰⁾。

しかしながら、「国家緊急権」を超憲法的あるいは憲法外の存在とみなしておくことは、立憲主義の観点から疑問視されるようになり⁽¹¹⁾、現代の諸国憲法は、なんらかの形で憲法のなかに組み込むようになってきている。

3. 国際的規範としての欧州人権条約、国際人権規約（自由権規約）および米州人権条約

国家緊急事態を前提とした包括的な国際条約として、『人権および基本的自由の保護のための条約』（欧州人権条約）、『市民的および政治的権利に関する国際規約』（国際人権規約、自由権規約）、および『人権に関する米州条約』（米州人権条約）があげられる。

欧州人権条約は、1948年の『世界人権宣言』にかかげられた人権の多くを包含し、その実効性を担保した最初の国際条約である。1950年11月4日に署名、53年9月3日より発効されている。現在、OECD加盟国中、ヨーロッパ諸国のすべてが同条約の締約国である。

同条約第15条は、以下のように規定する。

「①戦争その他の国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合には、いずれの締約国も、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この条約にもとづく義務から離脱する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法にもとづき負う他の義務に抵触してはならない。②前項の規定は、第2条（注：第2条は生命の保護を規定しているが、合法的な戦闘行為から生ずる死亡の場合を除くと定めている）、第3条（拷問または非人道的取扱いの禁止）、第4条1項（奴隷・隷属状態の禁止）、および第7条（刑法の遡及的適用の禁止）からのいかなる離脱も認められない。③離脱の措置をとる権利を行使する締約国は、そのとった措置およびその理由を欧州評議会事務総長に十分に通知する。締約国はまた、その措置が終了し、かつ条約の諸規定が再び完全に履行されているとき、欧州評議会事務総長にその旨、通知する」。

また、自由権規約は、1966年12月16日、『経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約』（社会権規約）とともに、国連総会で採択され、76年3月23日に効力が発生した。

同規約第4条の規定は、次のとおり。

「①国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合において、その緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この条約にもとづく義務から離脱する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法にもとづき負う他の義務に抵触してはならず、また人種、皮膚の色、性、言語、宗教または社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。②上記の措置は、第6条（生命に対する権利の保障）、第7条（拷問または残虐な刑罰の禁止）、第8条1項および2項（奴隷・隷属状態の禁止）、第11条（契約義務不履行による拘禁の禁止）、第15条（刑法の遡及的適用の禁止）、第16条（法律の前に人として認められる権利の保障）、ならびに第18条（思想、良心および宗教の自由の保障）の規定に違反することを許すものではない。③義務から離脱する措置をとる権利を行使するこの規約の締約国は、離脱した規定および違反をするにい

たった理由を、国際連合事務総長を通じてこの規約の締約国にただちに通知する。さらに離脱が終了する日に、同事務総長を通じてその旨、通知する」。

さらに、1969年11月27日には米州人権条約が制定され（78年7月17日発効）、前述の両条約と同旨の条項がおかれた。ただし、同条約には、時代の進展にともない、家族の権利、氏名をもつ権利、国籍を有する権利、統治に参加する権利を停止してはならないことが追加されている。

今日、国際社会のほぼ全体をカバーする人権条約として、自由権規約が最も重みのあることはいうまでもない。自由権規約には、すべてのOECD諸国のみならず、2015年7月現在、168か国によって締結され（外務省ホームページ、16年10月8日閲覧）、国際規範として、広く認知されている。

自由権規約第4条について、国連自由権規約委員会は、2001年7月24日の第1950回会合で採択された「一般意見」第29号において、「規約第4条は、規約上の人権を保障するシステムにとって、最重要なものである」ことを確認し、規約の効力を停止するにあたって基本的に必要とされる要件は、その措置が「事態の危急性にとって真に必要とされる限度」であるべきこと、合法的な効力停止は、第4条2項に列挙されている以外にも、「人間の固有の尊厳を侵してはならないこと、人質にとってはならないこと、マイノリティに属する者の権利を保護すべきこと、強制的に追放されないこと」などが列記されている。

そして、実際、規約第4条1項で対象とされていない事態に人権の効力停止が発せられた国として、タンザニア（1992年）、ドミニカ（1993年）、イギリス（1995年）など9か国をあげ、「懸念」を表明した⁽¹²⁾。

4. 主要諸国の国家緊急事態条項

(1) 明示規定のないアメリカ憲法

1787年9月に制定されたアメリカ憲法には、国家緊急事態に関する明示の条項は存在しない。憲法上、連邦議会に戦争を「宣言する」(declare) 権限が付与されている(第1条8節11項)。実は、制憲議会において、連邦議会に戦争を「おこなう」(make) 権限を与えることが提案された。しかしながら、国の安全に対処するのに立法手続きを経ていたら、とても間に合わないという理由から、侵撃を排除する裁量権を大統領にゆだねるべきだということで決着したいきさつがある⁽¹³⁾。

実際に、南北戦争時(1861～65年)にはエイブラハム・リンカーン大統領が、また第二次世界大戦(1939～45年)ではフランクリン・ルーズベルト大統領が、緊急権(エマージェンシー・パワー)を発動した。その憲法的根拠として、大統領は行政権の執行権者であること(第2条1節1項)、軍隊の最高司令官であること(第2条2節1項)、人身保護令状の停止権をもつこと(第1条9節2項)などに求められた。理論的には、イギリスのコモン・ローの伝統にもとづく「必要性の理論」などに依拠した。

重要な点は、大統領がとった措置について、連邦最高裁判所が司法審査権を行使してきていることである。リンカーンのとった措置について、メリマン事件(1861年)、ミリガン事件(1866年)において⁽¹⁴⁾、また1941年12月8日未明(ハワイ時間12月7日)、日本による真珠湾攻撃後にハワイ属領知事が発し、フランクリン・ルーズベルト大統領により承認されたマーシャル・ロー(戒厳令)の違憲性が問題になったダンカン対カハナモク事件で⁽¹⁵⁾、さらにハリー・トルーマン大統領が朝鮮戦争中の1952年に大規模ストライキを封じ込めるために発した命令について⁽¹⁶⁾、それぞれ違憲判断がくだされた。

ベトナム戦争後、1973年11月7日には「戦争権限法」が、また76年9月11日には「国家緊急事態法」が制定された。前者は、「敵対行

為または敵対行為にまきこまれることが急迫し、」軍隊を投入するに際して、連邦議会と大統領の「共同判断を確保すること」を目的としている（同条第1条）。また後者は、「大統領の国家緊急事態宣言および細部にわたるその運用を、明らかな議会の授権によって行うべきこと」が意図されている⁽¹⁷⁾。連邦議会は、大統領が緊急事態宣言後、6か月ごとに当該事態について審議しなければならないという議会拒否権を有している⁽¹⁸⁾。

(2) 緊急権の母国としてのフランス憲法

フランスは、すでに1789年の革命から2年後の1791年7月には、「要塞の維持および分類に関する法律」を制定、要塞が合囲状態にあるときは、統治権力が文事官憲から軍事官憲に移ることを定め、また1848年の第2共和制憲法第106条に戒厳令の規定をおくなど、緊急権条項の母国といわれている。

現行憲法でとくに注目されるのは、戦争宣言条項（第35条）、戒厳条項（第36条）に加えて、第16条に大統領の非常措置権が導入されたことである。

第16条「共和国の諸制度、国の独立、領土の一体性または国際的取極めの履行が重大かつ直接脅かされ、かつ憲法的機関の正常な運営が妨げられるときは、共和国大統領は、首相、両議院議長および憲法院と公式に協議した後、状況により必要とされる措置をとる。②共和国大統領は、これらの措置を教書によって国民に知らせる。③これらの措置は、憲法的機関がその任務を遂行する手段を、できるだけ短期間で確保しようとするものでなければならない。この点については、憲法院に意見を求めるものとする。④この場合、国会は当然に集会する。⑤非常措置権限を行使している期間は、国民議会を解散することはできない。⑥非常措置権限が行使されてから30日後に、憲法院は、第1項に定められた要件が存在しているかどうかを決定する目的で、国民議会議長、元老院議長、60人の国民議会議員または60人の元老院議員

により、申し立てを受けることができる。憲法院は、できる限り早く、公開の声明により、その立場を公知しなければならない。憲法院は、非常措置権限が行使されてから 60 日後、およびその後はいつでも当然に審査をおこない、かつその立場を公知しなければならない」。

上記のうち、⑥項は 08 年 7 月の改正で追加された。もともと同条は、ドゴール大統領の憲法論に依拠して導入されたもので、モーリス・デュベルジェをして、フランスの 1814 年の憲法憲章第 14 条やワイマール憲法第 48 条よりも、さらに大きな権限を与えたものと評されていた⁽¹⁹⁾。2007 年 5 月に大統領に就任したニコル・サルコジが「より適正化された大統領権限」を目指して、大々的な憲法改正を断行、その一環として⑥項が追加され、憲法院の審査権に重きがおかれることになった。本条が発動されたのは、1961 年 4 月のアルジェリア騒動のときの 1 回のみである。もし今後、発動されるとすれば、憲法院の真価が問われることになるだろう。

なお、2015 年 11 月 13 日にパリで発生した同時多発テロの際に発せられた「国家非常事態宣言」は、1955 年 4 月のアルジェリア独立戦争のさなかに制定された「緊急状態を制度化し、アルジェリアにおいてその適用を宣言する法律」にもとづくものである。

(3) ナチスの反省の上に立つドイツ憲法

ドイツ憲法は、1990 年 8 月 31 日の旧・東西両ドイツの統一以降、旧西ドイツの憲法（基本法）が全ドイツで施行されているが、国家緊急権事態条項としてあげられるのは、対外的緊急事態と対内的緊急事態への対応条項である。前者の対外的緊急事態条項として、①防衛事態、②緊迫事態および③同盟事態が、後者の対内的緊急事態として、①国内緊急事態および②災害緊急事態がある。前者の各事態は、1968 年の 6 月 24 日の第 17 次改正により、補充された。

このうち、とくに重要な条項が第 115A 条の「防衛事態」への対応である。

「①連邦領域が武力によって攻撃され、またはこのような攻撃が直前にさし迫っていること（防衛事態）の確定は、連邦参議院の同意を得て、連邦議会がこれをおこなう。その確定は、連邦政府の申立てにもとづいておこない、連邦議会議員の投票数の3分の2以上の多数で、少なくともその過半数を必要とする。②状況からして不可避免的に即時に行動することが必要とされ、かつ克服しえない障害があつて、連邦議会が適時に集会することが妨げられ、または連邦議会が議決することが不可能なときは、合同委員会がその委員の投票数の3分の2以上の多数で、少なくとも過半数をもってこの確定をおこなう。③（中略）。④連邦領域が武力によって攻撃され、管轄の連邦機関が、即時に第1項第1文の確定をおこなうことができないときは、この確定はおこなわれたものとみなし、かつその攻撃が開始された時点で公布されたものとみなす。連邦大統領は、事情が許せばただちにその時点を告知する。⑤防衛上の緊急事態が確定されたことが公布され、連邦領域が武力によって攻撃されるときは、連邦大統領は、連邦参議院の同意を得て、防衛上の緊急事態の存在について国際法上の宣言をすることができる。合同委員会は、第2項の要件のもとに、連邦議会に代わるものとする」。

ここに、外国から武力攻撃がある場合には、連邦議会が、連邦参議院の同意を得て「防衛事態」が確定されるが、連邦議会が集会できないような状況が生じている場合には、あらかじめ両院議員で設置されている合同委員会（連邦議会32人、連邦参議院16人）でこの確定がなされる。それでもなお現実に武力攻撃があり、即時の行動がとり得ないときには、「防衛事態があつたものとみなされ」、対処措置が講じられる。こうして、いざというときに即応できるよう「切れ目のない」条項が周到に用意されている。注視されるべきは、外国から武力攻撃がある場合かいなかの認定を連邦議会に帰属せしめている点である。このような措置は、ナチス時代の反省の上に立っていることはいうまでもない。

「緊迫事態」は、「防衛事態」にいたる可能性の高い場合に備えるた

めのもので、その認定は、連邦議会の投票の3分の2以上の多数決により決定される（第80a条1項。「防衛事態」の場合と違い、構成員の過半数の必要はない）。また「同盟事態」とは、NATO（北大西洋条約機構）に加盟していることもあり、同盟条約上の義務を履行するために緊急の措置をとる事態をいう。措置を講ずる必要性を判断するのは政府であるが、連邦議会の構成員の過半数の要求があれば、措置を終了しなければならない（第80a条3項）。

「国内緊急事態」は、ラントが独力で騒擾などに対応できないときに、「公共の安全および秩序を維持し、または回復するために」、連邦国境警備隊や他のラントが支援する措置を講ずるもので、「災害緊急事態」は、「自然災害またはとくに重大な災厄事故の場合」に、おなじくラントを支援するために、連邦国境警備隊や他のラントが支援する措置をいう（第35条、第91条）。

このような憲法体制のもとで、ボスニア・ヘルツェゴビナ上空監視活動への参加、コソボ紛争、アフガニスタン紛争への軍隊派遣などがおこなわれ、憲法との関係が議論され続けている⁽²⁰⁾。

(4) 永世中立国としてのスイス、オーストリア憲法

スイスは、国内外から、「永世中立国」として認められているが、第185条および第173条に次の諸規定がある。

第185条「①連邦政府は、スイスの対外的安全、独立、および中立を確保するための措置を講ずる。②連邦政府は、国内の安全を保持するための措置を講ずる。③連邦政府は、公共の秩序または国内外の安全について、現に生起している、またはさし迫っている重大な障害を除去するために、本条項にもとづき、直接に命令および指令を発することができる。当該命令には、期限を付されなければならない。④緊急の場合には、連邦政府は、軍隊を動員することができる。連邦政府が4000人以上からなる軍隊を動員するとき、または当該出動が3週間以上に及ぶときは、遅滞なく連邦議会が招集されなければならない」。

第 173 条「①連邦議会は、さらに次の各号に掲げる任務および権限を有する。(a)連邦議会は、スイスの対外的安全、独立および中立を保全するための措置を講ずる。(b)連邦議会は、国内の安全を保持するための措置を講ずる。(c)連邦議会は、例外的な事情により必要とされる場合は、(a)号および(b)号に定める任務を遂行するため、命令または単純連邦決議を定めることができる」。

このように、スイスは、永世中立を国是とし、憲法で連邦政府も、連邦議会もそれを固守するための規定を設けている。「例外的な事情」とは、国家緊急事態を指すとされている。同国の憲法学説の多数の理解によると、自由な国家の存立、国の独立または住民の存在が問題になっている場合には、憲法秩序の維持のため、権利の制限は正当な措置として認められ、そのような緊急事態においては、連邦議会が招集され、必要な措置を講じ、それが民主的な権利、自由権、連邦制国家の権限を侵害する措置であっても許される。また連邦議会が招集できない場合には、連邦参事会（政府）に包括的な国家緊急権が認められる⁽²¹⁾。国家のドクトリンとして、連邦政府は、国の安全、独立、中立を保持するために、たとえ憲法違反であっても、必要なあらゆる措置を講ずる権限を有しているとの見方もある⁽²²⁾。

おなじく永世中立政策をとるオーストリアは、包括的な国土防衛政策（軍事的、政策的、市民的および経済的な国土防衛を含む）という立場をとり、外部に対する独立ならびに連邦領土の不可侵および統一を、とくに永世中立の維持および防衛のために保持することを国の任務とし、その際には憲法上の組織およびその活動能力ならびに住民の民主的自由も、外部からの武力による攻撃を保護および防衛することとしている（憲法第 9 条）。

同国では、1955 年に永世中立を宣言しつつ、国連に加盟したが、EU 共通安全保障防衛政策への参画は、中立政策とは矛盾しないとの立場をとっている。

なお、両国とも憲法で成人男子に対して兵役の義務を課し（スイス第

59条、オーストリア第9a条)、いまやヨーロッパで実際に徴兵制が実施されている数少ない部類の国である。

5. 憲法に明記している諸国の事例

以下で、国家緊急事態条項を憲法に明記しているいくつかの諸国の概要を掲示する。

- (1) 韓国憲法は、国家緊急権事態条項として、緊急処分、緊急命令権および戒厳宣布権が大統領にあることを設定している。すなわち、大統領は「内憂、外患、天災、地変または重大な財政上および経済上の危機に際し、国家の安全保障または公共の安寧秩序を維持するために緊急の措置が必要となり、かつ国会の集会を待つ余裕がないときに限り、最小限に必要な財政上および経済上の処分をなし、またはこれに関して法律の効力を有する命令を発することができる」。

また大統領は、国家の安危にかかわる重大な交戦状態に際しても、法律の効力を有する命令を発することができる。これらの処分または緊急命令は、遅滞なく国会に報告し、国会の承認が得られなければ、その時点から効力を失う（第76条）。

さらに大統領は「戦時、事変またはこれに準ずる国家非常事態に際して、兵力をもって軍事上の必要に応じ、または公共の安寧秩序を維持する必要があるときは、法律の定めるところにより、戒厳を宣布することができる。大統領は、戒厳の宣布について、ただちに国会に報告し、国会が在籍議員の過半数の賛成により、戒厳の解除を要求したときは、大統領は、これを解除しなければならない」（第77条）。

- (2) チリ憲法は、「憲法上の例外状態」の見出しのもとに、第39条から第45条にわたり、詳細な規定をほどこしている。大きく、外国との戦争の場合における「例外事態」、内乱または重大な国内的騒擾の場合の「戒厳」（第40条）、大規模な自然災害の場合における「大災害事態」（第41条）、公共の秩序の重大な変更をもたらし、または国

の安全に重大な損害をもたらす場合の「緊急事態」(第42条)に分けられる。

「例外事態」または「戒厳」の宣言は、国民議会(2院制)の承認を得て、大統領によりおこなわれる。これらの宣言は、発出後5日以内に国民議会に提出され、国民議会はその受諾の是非を決定しなければならない。国民議会がこの期間内に決定しないときは、国民議会はこれを受諾したものとみなされる。

「大災害事態」は、大統領により宣言され、国民議会に報告されなければならない。国民議会は、大統領の宣言後180日以内に無効を議決することができる。

「緊急事態」は、大統領により、15日を超えない範囲で宣言される。大統領は、同一期間、緊急事態を延長することができるが、緊急事態を引き続き延長するためには、かならず国民議会の承認を必要とする。

- (3) トルコ憲法は、「緊急事態」を二つに分けている。一つは「自然災害、危険な伝染病または深刻な経済危機」(第119条)の場合で、いま一つは「憲法によって定められた自由な民主的秩序、または基本的権利および自由の破壊を目的とする広範な暴力行為の重大な状況、暴力行為による公共の秩序の深刻な悪化」(第120条)の場合である。

前者にあっては大統領を議長とする閣僚会議が、その裁量により、また後者にあっては大統領を議長とする閣僚会議が、国家安全保障会議と協議したのちに、それぞれ6か月を超えない期間、「緊急事態」を宣言することができる。この宣言は、ただちに国民大会議(1院制)に提出され、その承認を得なければならない(第121条)。

- (4) ポーランド憲法は、第11章に「緊急事態」のタイトルを付し、第228条から第234条まで7か条を配している。「戒厳」(国家に対する対外的脅威、ポーランド共和国の領土に対する武力攻撃、または条約により侵略に対する共同防衛の義務が発生する場合の措置)、「緊急事態」(国家の憲法体制、または公共の秩序に対する脅威があるときの措置)、および「自

然災害事態」(天然による大災害または自然災害の特徴を備えた技術的な事故を防止するための措置)のような、特別の危険がある状況において、通常の憲法上の措置をもってしては適切に対応できない場合を総称して、「非常措置事態」と位置づけている。このうち、「戒厳」および「緊急事態」については、大統領が導入し、「自然災害事態」は、閣僚会議によって導入される(第228～第230条、232条)。また前二者に関し、大統領は、決定から48時間以内に国会(2院制)に提出しなければならず、国会は法定議員総数の少なくとも半数の出席のもとに絶対多数決により、当該決定を取り消すことができる(第231条)。

(5) ポルトガル憲法では、「戒厳状態」または「緊急事態」は、大統領が、政府の意見を聞き、国会(1院制)の承認を得て(国会の即時の集会在不可能なときは常設委員会)、布告する(第138条)。「戒厳状態」も「緊急事態」も、「外国の軍隊による現実のもしくは切迫した攻撃、民主的な憲法秩序への重大な脅威もしくは混乱または公共の災害の場合」であり、このうち、「緊急事態」は、「上記の前提条件の重大性がより低い場合」とされる(第19条1項、2項)。その期間は15日間を超えることができない(延長は可能、第19条5項)。

(6) ルクセンブルク憲法は、第3章の「主権」の表題のもとにおかれているという点で、やや異色といえる。すなわち、第32条1項に「主権は、国民(Nation)にある。大公は、憲法および国法に従って、その主権を行使する」と定め、2項から3項にかけて、大公の行為を憲法および法律以外で指定された以外に及ぶことを制限しつつ、4項で以下の規定が配されている。「国際的危機の場合にあっては、大公は、緊急の事態が存すれば、現行法の規定に反してでも、あらゆる事項に関する規則を採択することができる。これらの規則の期間は、3か月に限定される」(この条項は、2008年3月に追加された)。

(7) メキシコ憲法では、「侵入、公共の治安の重大な騒乱、または社会を重大な危険もしくは紛争におくその他のいずれを問わない場合において、メキシコ大統領は、各省庁の長官、および共和国検事総長

の職にある者の合意のもとで、かつ連邦議会の、これが開かれていない場合は常設委員会（19人は下院議員、18人は上院議員）の承認を得て、国土の全域または一定の地域において、迅速かつ容易に状況に対処するために、障害となっている憲法上の権利および保障を停止することができる」（第29条）。

- (8) アイルランド憲法にあっては、戦争は、下院の同意がなければ、宣言されることはないが、現実の侵略があるときには、政府は、国の防護のために必要と考えるあらゆる措置をとることができ、下院が開会されていないときは、できるかぎりすみやかに集会するように招集されなければならない（第28条3節1項、2項）。
- (9) 連邦制をとっているオーストラリア憲法にあって、連邦はすべての州を侵略から防護し、また州の行政府の要請があったときには、州内の暴力行為から防護しなければならないとの規定をおいている（第119条）。
- (10) エストニア憲法は、同国の憲法秩序に対する脅威がある場合には、国会（1院制）が、大統領の提案にもとづき、その議員の過半数により、「緊急事態」を宣言する。ただし、その期間は3か月を超えることができない（第129条）。
- (11) ギリシャ憲法では、「戦時、国外からの危険による動員時または国の安全に対する切迫した脅威がある場合、および民主主義体制の転覆を目的とする武装活動が発生した場合は、国会が、政府の提案にもとづく決議により、領土の全部または一部において、戒厳に関する法律を適用し、非常裁判所を設置し、人権の全部または一部の効力を停止する」（第48条）。この決議は、国会（1院制）の総議員の5分の3以上でおこなわれなければならない。このように、「戒厳」の適用範囲を広く設定している点に特色がある。
- (12) スウェーデン憲法は、第15章を「戦争および戦争の危険」とし、11か条を配置している。「国が戦争状態または戦争の危険に陥った場合」には、国会（1院制）が召集される。国会は首都のストックホルム

ム以外で召集されることができ（同章第2条）。国会が召集されることができないときは、国会内部から選出される戦争委員会が国会を代行する。戦争状態によって戦争委員会も召集することができないような場合には、決定は、政府によりおこなわれる。また戦争の危険に陥っているときは、総理大臣を加えた外務委員会が決定する（同章第2条）。国内で発生した事件等に由来する緊急事態にあっては、政府が措置を講じ、その適否については国会内に設置される憲法委員会が事後的に審査するものとされている⁽²³⁾。

- (13) スロベニア憲法は、戦争または国の存立を脅かすような重大かつ一般的な緊急事態の宣言は、政府の提案にもとづき、下院により決定される。ただし、下院が招集されることができないときは、大統領が決定し、次の下院が招集されたときにただちにその承認を求めなければならないとしている（第92条）。
- (14) オランダ憲法では、「戦争状態」の布告は、国会（2院制）の事前の承認が必要とされるが、実際に戦争状態が発生し、国会との協議が不可能のときは、かならずしも事前承認は必要とされない（第96条）。また憲法は、国内外の安全の維持のために、法律により指定される「非常事態」を勅令で宣言できる場合とその効果について、法律が制定されることを定めている（第103条）。
- (15) イタリア憲法では、「両議院が、戦争状態を議決し、必要な権限を政府に与える」（第78条）ほか、第77条2項および3項で、「必要かつ緊急の非常の場合において、政府がその責任において、法律の効力を有する暫定の応急措置」をとることができるが、この暫定措置令は、同日に両議院に提出されなければならない、60日以内に法律に変えられなければならない、その効力を失うとされている。

なお、第78条の「戦争状態」のなかに、戦争以外の自然災害や動乱に対処するための合囲状態、戦争体制のための動員が含まれるかいないかについて、学説が分かれている⁽²⁴⁾。

- (16) スペイン憲法では、「警戒事態」、「緊急事態」および「戒厳」の3

種を規定している。「警戒事態」にあっては、15 日間を期限として内閣が宣言し、下院に報告される。「緊急事態」は、事前に下院の承認を得て、30 日間を期限として内閣が宣言する。そして「戒厳」は、内閣の提案にもとづき、下院が、その絶対多数により宣言する（第 116 条）。

憲法は、それぞれの事態の内容を定めていないが、1981 年の組織法によれば、「警戒事態」とは、自然災害、衛生上の危機（伝染病など）、基礎的な共同体における物資不足、公共サービスの麻痺などが該当する。また「緊急事態」は、市民の権利や自由の行使、民主的諸制度の正常な機能、広範なテロリズムなどにより公共の秩序が脅かされ、通常の権力では対応できないような事態が想定されている。さらに「戒厳」は、外国からの武力攻撃による独立や領土保全に対する侵害、内乱、革命、クーデタなどの場合に発せられる⁽²⁵⁾。

- (17) スロバキア憲法では、外部から攻撃を受けた場合に、国会（1 院制）の決定にもとづき、大統領が戦争を宣言するが、軍隊の動員、「戦争状態」および「戒厳」の宣言は、大統領の裁量によりおこなわれる（第 102 条）。
- (18) ハンガリー憲法は、「国家的危機事態」（戦争状態の宣言または外部勢力からの軍事攻撃の危急の危険がある場合）、「緊急事態」（法秩序もしくは権力の排他的奪取を目的とする軍事行動、または大規模な範囲にわたり武器もしくはこれに準ずる器物をもって国民の生命および財産を危険に陥れる深刻な暴力行為の場合）、「予防的防衛事態」（外部からの武力攻撃の危険、同盟国から生ずる義務に対応するための措置を講ずる場合）、「外部からの不測の武力攻撃事態、危険事態」（自然災害、または生命および財産を危険にする産業事故の場合）に分け、前三者については、基本的に国会（1 院制）が宣言する。とくに「戦争状態」の宣言は、国会の 3 分の 2 以上の賛成を、「予防的防衛事態」は、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成を得るものとされている。後二者については、政府が対応する（第 48 条～ 53 条）。

- (19) チェコ憲法は、1992年12月に制定されたが、98年4月には付録として、『チェコ共和国の安全に関する憲法法』が公布・施行された⁽²⁶⁾。同法は10か条からなり、第1条では、チェコ共和国の主権、領土保全、民主的基礎の保護、生命、健康および財産の保護を確保することを国家の義務とし、第2条1項では、チェコ共和国の主権、領土保全もしくは民主的基礎が著しい程度で直接に脅かされ、または集団的自衛に関する国際的義務に対応することが必要な場合は、緊張の度合い、領土への侵犯の程度および事態の性格に従い、「緊急事態」、「国家に対する脅威状態」もしくは「戦争状態」が宣言されるとの規定をおいている。

「緊急事態」は、「生命、健康、財産もしくは民主的な秩序および安定を著しい程度において脅かすような自然的大災害、生態もしくは産業上の事故その他の危険がある場合に、政府によって宣言される（第5条1項）。政府は、下院に遅滞なく緊急事態の宣言を通知し、下院は当該宣言を無効にすることができる（同条2項）。

「国家に対する脅威状態」は、「国家主権、領土保全、民主的基礎が直接に脅かされる場合に、政府の提案にもとづき、国会によって宣言される」（第7条1項）。このように、国家にとって、より重大な危機事態に際しては、国会によって宣言されるとしているところに特色がみられる。なお、国会では、当該宣言の採択について、すべての下院議員の絶対多数とすべての上院議員の絶対多数の承認が必要とされる（同条2項）。

以上のように、憲法で定められている国家緊急事態条項は、区々である。おおざっぱに類型化すれば、判断の比重を、より行政府に与えている国（韓国、トルコなど）、より立法府に与えている国（エストニア、ギリシャなど）、事態によって分属せしめている国（スペイン、ハンガリーなど）に類型化することができる。いずれにしても、単独の判断は避け、相互のチェック機能が働らく体制がとられている。これが現在の立憲体制における国家緊急事態対処条項の共通現象といえる。

6. 憲法に明示していない諸国の事例

上記では、憲法上の規定を中心にみてきたが、憲法では十分な規定がないにもかかわらず、法律で詳細な国家緊急事態を定めている国として、カナダやフィンランドがある。

カナダは、1988年7月に「緊急事態法」を制定した。同法には「戦争緊急事態」（戦争もしくはさし迫った戦争または武力紛争によりカナダ本国または同盟国が巻き込まれる事態—第37～45条）、「国際緊急事態」（威嚇や威圧の行為、武力または暴力の現実もしくはさし迫った使用により引き起こされたカナダや複数の国家を巻き込む事態であって、それが深刻な場合—第27～36条）、「治安緊急事態」（カナダの利益に損害を与える諜報または破壊行為、カナダ政府が確立した立憲制度に対する隠密の違法行為または暴力によって転覆もしくは破壊をもくろむ諸活動など—第16～26条）、「公共の福祉緊急事態」（火災、洪水、地震その他の自然現象、人間または動植物の疾病、事故または汚染のいずれかにより、生命もしくは財産、社会破壊等を生ぜしめるような深刻な現実または急迫の事態—第5～15条）に分け、詳細な手続きが規定されている⁽²⁷⁾。

フィンランド憲法は、以下のように定める。「①基本的権利および自由について、法律により、または法律で特別な理由のために定められ、かつ適用範囲を厳格に限定された政令により、一時的な例外を定めることができ、この例外は、フィンランドに対する武力攻撃に際して必要とされる場合または国家にとって深刻な脅威を与えるその他の緊急事態がであって、法律で定めるものの際に不可欠なものとし、かつフィンランドの国際的人権に関する義務に合致するものとする。ただし、一時的な例外の根拠については、法律で定めなければならない。②一時的例外に関する政令は、遅滞なく国会の審議に付さなければならない。国会は、当該政令の効力について決定することができる」（第23条）。

そして、1991年に制定された同国の緊急権法は、第1条で法律の目

的を次のごとく定める。「この法律の目的は、緊急状態においても、国民の暮らしと国家経済を守り、法的秩序ならびに憲法上の権利および人権を維持し、フィンランドの領土保全および独立を防護することにある」(本条は2000年に改正)。ここに、緊急権の目的として、「憲法上の権利および人権を維持する」と設定したことに注目される。

同法律は、「緊急状態」として、次の5つをあげている⁽²⁸⁾。①フィンランドに対する武力攻撃ならびに戦争および戦争直後、②フィンランドの領土保全に対する深刻な侵犯およびフィンランド国土に対する戦争の脅威、③外国間の戦争および戦争の脅威、フィンランドの防衛体制強化のために必要とされる深刻な国際的危機、ならびにそれに匹敵する影響力を有するフィンランドの外部で発生するその他の状況で、第1条に規定する国家の存在および福祉の基盤に重大な危機を与える場合。④国民生活および国家経済にとって不可欠な燃料、その他のエネルギー、原材料、商品の輸入が妨害もしくは中断されることにより、またはそれに匹敵する深刻な混乱により、国民生活もしくは国家経済の基礎に深刻な脅威が生じる場合。⑤大災害。ただし、当局が通常の権限をもって状況を制御できない場合にかぎる。

アイスランド、ノルウェーおよびデンマークのいわゆるノルディック諸国の憲法にも、国家緊急事態について、十分な規定がおかれていない。しかしながら、これら3国の各裁判所において、戦時のような例外的な場合には、行政府による緊急事態への対応が容認されてきている。ノルディック諸国の憲法理論は、緊急事態が必要とされるかいなかについては国際法が役割を演ずること、個人の権利の制約に向けた法手続きが適用されること、および行使に際しては比例基準が常に適用されることに同意しているという⁽²⁹⁾。

また、ベルギー憲法にも、国家緊急権に関する明示規定はない。憲法第187条では、この憲法の全部または一部が停止されることはないとも規定している。けれども、一般的に“超憲法的”と考えられる事態や、憲法制定議会によって定められた原理の範囲を超えるような事

態において、国王や政府に対して“すべて必要な措置”を与えるなどして、憲法のもとで保障されている基本的権利および自由との関連でも、うまく対処してきた⁽³⁰⁾。

7. 人権の制約について

(1) 制約できない人権を明示している国ぐに

前述のように、国際諸条約は、制約できない人権を明示している。国家緊急事態にあって、この方式を取り入れている国ぐにと、その範囲を示せば、次のようである。

- ・エストニア憲法 「緊急事態」または「戦争事態」にあっては、国の安全および公共の秩序の利益のために、法律に定める条件と手続きにもとづき、権利と自由は制約され、また義務が課せられると定められているが、その一方で、民主社会に必要な権利および自由、法の前の平等、国および法律の保護を受ける権利、立法府、執行府、司法府および地方政府による権利および自由に対する保護義務、裁判所に訴える権利、生命に対する権利、名誉を汚されない権利、拷問、同意なしの医学的・科学的実験の禁止、契約の義務不履行による自由の剥奪、無罪推定・刑事罰不遡及の原則、対審裁判・上級審への上訴に対する権利、損害賠償の請求権、プライバシーおよび家族の権利の不可侵、国による家族の保護、健康の保護、高齢者等への支援、外国への引き渡しの禁止、良心・信教・思想の自由、意見・信条の自由、ナショナル・アイデンティティを保持する権利、国、地方の機関および官吏に親書を提出し、受け取る権利は制約されない(第130条)。実に多くの権利、自由が制約されないことを明記している。
- ・スロベニア憲法 「戦時中」または「緊急事態」にあっては、平等の原則、死刑の禁止、拷問・非人道的処罰の禁止、人格・人間の尊厳の保護、刑事手続き、刑事罰不遡及の原則、刑事被告人の権利、良

心・信教の自由は、一時的にも停止または制約されない（第16条）。

- ・トルコ憲法 「戦時」、「動員」、「戒厳」、「緊急事態」にあって、基本的権利および自由は、国際法の義務に違反しないかぎり、部分的または全面的に停止され得るが、個人の生命権、身体的・精神的完結性を侵犯することはできず、信教・良心、思想・表現の自由、遡及処罰の禁止、無罪の推定の原則は制約されない（第15条）。
- ・ハンガリー憲法 特別の法秩序のもとで、人間の尊厳、胎児の生命、拷問、人身売買、同意を得ない医学実験、人間のクローン化、無罪推定・刑事罰不遡及の原則は、停止または制約されない（第54条）。
- ・ポルトガル憲法 「戒厳」または「緊急事態」にあって、生命、個人としての完結性とアイデンティティ、民事上の行為能力と市民権、刑事罰不遡及の原則、被告の防御権、良心・信教の自由を侵害することができない（第19条6項）。

(2) 制約できる人権を列記している国ぐに

- ・オランダ憲法 「緊急事態」にあって、信仰または信条の権利、思想・表現・出版の自由、ラジオ・テレビによる報道の自由、結社・集会・デモの権利、住居の不可侵、親書・電話・電信によるプライバシーの権利、刑事裁判、自由剥奪に対する司法権の保護の全部または一部が停止され得る（第103条）。
- ・ギリシャ憲法 戒厳に関する法律が適用された場合には、移動・居住の自由、身体の自由、裁判を受ける権利、住居の不可侵、集会の権利、組合・非営利団体設立の自由、信教の自由、表現・出版の自由、親書・通信の自由、公務員による労働協約の締結、ストライキ権、軍事裁判所による一般人への裁判管轄権の禁止の一部または全部が停止され得る（第48条）。
- ・スペイン憲法 「憲法に定める基本的権利および自由に関する規範は、世界人権宣言ならびにスペインが批准した人権に関する国際条約および国際協定に従って、これを解釈する」（第10条2項）と定める一

方で、「緊急事態」または「戒厳」が宣言されたときは、予防拘禁・逮捕に対する保障、住居の不可侵、通信の秘密、居住・移転の自由、表現・出版の自由、集会の自由、ストライキ・集団労働争議の権利は、制限される。これに加えて、武装集団またはテロリスト分子に対し、特定の人物を指定して、裁判所の必要的介入と十分な議会統制のもとに、予防拘禁、住居の不可侵および通信の秘密の権利を制限することが特記されている（第55条）。

- ・韓国憲法 前述のように、大統領は「戒厳」を宣布することができる。この戒厳には、非常戒厳と警備戒厳とがある（第77条2項）。そして、非常戒厳が宣布されたときには、令状制度ならびに言論・出版・集会・結社の自由および政府または法院（裁判所）の権限に関して、特別の措置を講ずることができる（第77条3項）。なお、憲法の規定を受けて制定された戒厳法第9条に、憲法の規定以外にも居住・移転の自由と団体行動に関する特別措置が定められていることについて、憲法違反であるとの主張がなされているという⁽³¹⁾。

(3) 事態によって人権の制約を異にしている国々に

- ・ポーランド憲法 「戒厳」または「緊急事態」にあっては、人間の尊厳、国籍の保護、国外におけるポーランド市民の保護、生命の保護、人道的取扱い、刑事手続きの保障、裁判を受ける権利、プライバシーの保護、良心・宗教の自由、請願権、親および子どもの権利については制約することができない。他方、「自然災害事態」にあっては、経済活動の自由、人身の自由、住居の不可侵、移動・滞在の自由、財産権、職業選択の自由、安全で衛生的な労働条件、休息の権利に関しては、制限することができる（第233条）。
- ・チリ憲法 大統領は、「例外事態」にあっては、身体の自由、集会の権利、労働の自由、結社の権利、情報公開、所有権の制限と物資の調達命令の発出を、「戒厳」においては、移動の自由、集会の自由を、「大災害事態」では、移動・集会の自由、財産権の制約と物資の調達

の命令の発出を、そして「緊急事態」にあって、移動と集会の自由を、それぞれ制約できるとされている（第43条）。

8. 国会の解散の禁止、任期の延長など

- ・エストニア憲法 「緊急事態」または「戦争事態」において、国会、大統領、および地方政府の代表機関は、選挙されることはなく、また任期が当該事態の終了から3か月以内まで延期される（第131条）。
- ・スロバキア憲法 大統領に国会の解散権があるが、「戦争」、「戦争状態」、または「戒厳」が宣言されている期間は、国会を解散することができない（第102条）。
- ・スロベニア憲法 下院の任期は4年であるが、「戦時中」もしくは「緊急事態」の期間は任期が延長され、「戦時中」もしくは「緊急事態」の期間が終了してから6か月後、または国会がそれ以前の時期に開会を決定するときまで、延長される（第81条）。なお、大統領もおなじく「戦時中」もしくは「緊急事態」の間中は、その任期は「戦時」もしくは「緊急事態」の終了後、6か月間、延長される（第103条）。
- ・ポーランド憲法 「非常措置事態」にあって、憲法、国会、上院および地方自治機関の選挙法、大統領選挙法、非常措置事態に関する法律を改正することができない（第228条4項）。
- ・イタリア憲法 各議員の任期は、法律により、かつ戦時の場合にのみ、これを延長することができる（第60条）。
- ・ハンガリー憲法 国会は、「国家的危機事態」の間中、自律的にも他律的にも解散されることができない。「国家的危機事態」の間中、国会の選挙もおこなうことができない（第48条7項）。なお、同事態の間中、または国会が「予防的防衛事態」とであると決定すれば、ハンガリーに居住する成人の男子ハンガリー市民は、兵役の義務を負う（第31条）。

- ・ポルトガル憲法 「戒厳」または「緊急事態」が施行されている期間中は、国会を解散することができず（第172条）、またいかなる憲法改正もおこなうことができない（第289条）。
- ・スペイン憲法 「警戒事態」、「緊急事態」および「戒厳」のいずれかが宣言されている期間中は、下院が解散されることはない（第116条）。

このように、前述のフランス憲法を含め、多くの憲法は、「緊急事態」の期間中、国会議員の選挙が実施されず、また国会が解散されることはないとの規定をおいている。ポーランドおよびポルトガルでは、憲法改正をも禁じている。その一方で、ハンガリー憲法は、「国家的危機事態」または「予防的防衛事態」の期間中、兵役の義務規定を課している。

司法審査との関係で、スロバキア憲法には「戒厳」または「緊急事態」の決定について、憲法裁判所に合憲判断の権限を与えているが（第129条）、トルコ憲法は「緊急事態」、「戒厳」または「戦時中」に発せられた法効力を有する命令の合憲性を審査できないとの規定をおいている（第148条）。

この点に関して、アイルランドの最高裁判所で、1942年のレモン事件（The State (Walsh) v.. Lennon）において、デュファイ判事が以下のように述べていることを付言しておきたい。「戦時または武装反乱時には、司法が介入すると、政府が危機を乗り越えて国家という船のかじを取るのに、可能なあらゆる力と自由とを必要としている、まさしく何かきわどい瞬間に、立法府または執行権が干渉を受けることが憂慮されるのであって、結果として、憲法は、当該緊急事態の間、政府のその他の機関に対する司法審査を停止する特別の権限を立法者としての国民議会の手ゆだねたのである」⁽³²⁾。

9. おわりに

私は、1990年以降、今日までに制定された103か国の憲法を調べたところ、103か国のすべての国の憲法に国家緊急事条項が設定されていることが判明した⁽³³⁾。おなじ調査で、平和条項は、101か国の憲法に導入されている。いまや平和条項と国家緊急事態条項は、憲法上、不可欠の両輪規定になっているといえる。それが世界の憲法常識である。

このような認識は、OECD加盟諸国のなかで、1か国を除いて共有されている。1か国とはいうまでもなく、日本国だ。わが国にあって、国家緊急事態を憲法のなかに導入することに反対論が根強く存在している。国家緊急権そのものの存在を否定する向きもある。国家緊急権の最大の目的は、文字通り、国家の平和と国民の生命、自由および権利が脅かされるような国家緊急事態にあって、それらを保護し、もって憲法秩序と立憲政治を維持する点にある。

その意味で、各国は、いかなる国家緊急事態に、どのように対処しようとしているのかを広い視野から分析することの意義は大きい。

- (1) 百地章教授は、「速やかに憲法改正の発議を」(産経新聞『正論』「2016年7月12日づけ、同「国民の生命守る緊急事態条項を」(同2016年2月11日づけ)、同「非常事態に対応できない憲法なんて!？」(『正論SP 日本国憲法100の論点』産経新聞社、2016年)などで、同条項の導入を強く主張されている。
- (2) 拙著『いちばんよくわかる!憲法第9条』(海竜社、2015年)、同『憲法改正の論点』(文春新書、2013年)などを参照されたい。
- (3) ジョン・ハチャード、ムナ・エンドゥロおよびピーター・スリンの共著によれば、たとえばジンバブエは、憲法上も法律上も、大統領の裁量権が大きく、濫用の危険があること、ザンビア、タンザニア、南アフリカなど発展途上諸国では、人権の制約が多いことの危険性を指摘している。「危険性は、制約する権利が広範になればなるほど、緊急命令や緊急規則による執行府の統制権力がますます増大し、その結果、主要な憲法上の権利が、最も必要なときにほとんどあるいはまったく意味をもたなくなる」。John Hatchard, Muna Ndulo and Peter Slinn, *Comparative Constitutionalism and Good Governance in the Commonwealth, An Eastern and Southern*

- African Perspective*, Cambridge University Press, 2004, pp. 282-289.
- (4) とりわけイギリスは、コモン・ローとの関係で論ずべき多くの点がある。その概要については、拙稿「イギリス」(大平善梧・田上穰治監修『世界の国防制度』第一法規出版、1982年所収)参照。また、1970年前半までの各国の憲法を対象にしたものとして、「各国憲法における非常事態対処規定」(拙著『現代世界の憲法制度』成文堂、1974年所収)を参照されたい。
- (5) これらの憲法の多くは、制定後、何度も改正を重ねており、本稿ではできるかぎり、現行の当該規定を対象にした。
- (6) 1867年憲法法を含む。
- (7) 今日では、「戦争」の語は国際法上、使用されていないが、各国憲法では、warあるいはstate of warという表現をもちいている国がいくつもみられる。
- (8) 尾高朝雄『法の究極に在るもの』(有斐閣、1965年)104～105頁。尾高教授はまた、次のように述べている。「法のために国家の安危を顧みないというのは、最もはなはだしい本末転倒である。(中略)国家の存立を擁護するために、緊急事態に際して法を破る権力がなおかつ法として発動し得るとというのが『国家緊急権』の理論である」(尾高、同書、103頁)。
- (9) Carl Schmitt, *Diktatur*, 2 Auf., 1928, S. 234.
- (10) Hans Kelsen, *Allgemeine Staatslehre*, S. 157. この二人を含め、リヒャルト・トーマ、ゲオルク・イエリネク、カール・フリードリッヒ、J. C. ブルンチュリらの所見の紹介については、小林昭三「『国家緊急権』に関する若干の考察」(『早稲田政治経済学雑誌』第157号<1959年>)所収、参照。
- (11) たとえば、マーク・タシュネットは、超憲法的な措置による合法性の停止についての危険性を指摘している。Mark Tashnet, Emergency and the Idea of Constitutionalism, in Mark Tashnet (editor), *The Constitution in Wartime*, Duke University Press, 2005.
- (12) CCPR General Comment No. 29 : *Article 4: Derogation during a State of Emergency*.
- (13) Leonard W. Levy (Editor-in-Chief), *Encyclopedia of the American Constitution*, 1986, p. 628.
- (14) *Ex Part Merryman*, 17 Fed. Cas. 144, No. 9,487 (C.C.D. Md. 1861), *Ex Part Milligan*, 4 Wall, 2, 18 L. Ed. 281 (1866). 両事件につき、拙稿「<研究ノート>国家緊急権に関する南北戦争時の若干の判例について」駒澤大学法学論集第13号(1976年3月)所収。
- (15) *Duncan v. Kahanamoku* 327 U.S. 704 (1946).
- (16) *Youngstown Sheet and Tube Company v. Sawyer*, 343 U.S. 579 (1952).
- (17) 浜谷英博『米国戦争権限法の研究』(成文堂、1990年)73頁。

- (18) 拙著『現代世界の憲法動向』（成文堂、2011年）263頁。
- (19) Maurice Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 11ed.,1970,p.705.
- (20) ドイツのとくに同盟戦略に対応した措置と憲法裁判所の判例形成については、松浦一夫『立憲主義と安全保障体制』（三和書籍、2016年）が詳しい。
- (21) 国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法（6）スイス憲法』（2013年3月）19～20頁。
- (22) European Commission for Democracy through Law,*Emergency Powers*, 1995,p.5.
- (23) 国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法（1）スウェーデン憲法』（2012年3月）26頁。
- (24) 国立国会図書館調査及び立法考査局『主要国における緊急事態への対処』（2003年6月）34～35頁。
- (25) Oren Gross & Fionnval Ni Aolain, *Law in Times of Crisis Emergency Powers in Theory and Practice*, 2006, Cambridge University Press. (2016年6月20日閲覧)。『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度議員調査団報告書』（2014年10月）209頁。
- (26) Appendix B: Constitutional Act of 22 April 1998 No.110/1998 Sb., On Security of the Czech Republic.
- (27) 詳細については、富井幸雄『憲法と緊急事態法制 カナダの緊急権』（日本評論新社、2006年）を参照。
- (28) Emergency Powers Act (1080/1991;amendments up to 696/2003 included) 2016年10月10日閲覧。
- (29) Ragnhildur Heigadottir, *Economic Crisis and Emergency Powers in Europe*, 2 Harvard Business Law,Online 130(2012) 閲覧2016年6月11日。
- (30) André Alen, *Belgium*, Kluwer Laws and Taxation Publishers,1992, p.297.
- (31) 衆議院憲法調査会事務局『大韓民国憲法—概要及び翻訳』2003年3月）27頁。
- (32) 国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法（2）アイルランド憲法』（2012年3月）26頁。
- (33) 拙著『世界の憲法を知ろう』（海竜社、2016年）131頁。